

# 平成28年度 定例監査重点事項・行政監査実施結果

平成28年度定例監査重点事項・行政監査について、実施した結果は次のとおりであった。

## 第1 監査のテーマと目的

### 1 監査のテーマ

公共料金の支払いに係る自動口座振替事務は、適切に行われているか。

### 2 監査の目的

公共料金等の支払いについては、支払事務の効率化及び支払遅延防止の観点から、平成16年度から、自動口座振替が可能となり、主に、納付書払又は自動口座振替の方法で行っている。

今般、更なる事務の簡素・効率化及び適正な資金管理の観点から、「公共料金の支払いに係る自動口座振替処理についての一部改正（平成27年5月19日付け出管第297号出納局管理課長通知）」（以下「管理課長通知」という。）が発出されたことにより、これまで1件ごとに、その都度必要な額を資金前渡（以下「確定払」という。）していたものが、電気料、ガス料、電気通信料については、複数月分（5月から翌年2月までの10か月分）をまとめて資金前渡（以下「見込払」という。）し、口座で管理することが可能となった。

しかし、見込払した分を使い切るまでの間、適正な執行管理や資金管理を行う必要があることや、従来の事務処理とは異なる精算方法など、新たに留意すべき事務が生じている。

このことから、制度や運用等が変更になった際に早い段階で重点的に監査を行うことで、誤った事務処理がある場合は、早期に是正することができ、注意喚起を促すことで適切な事務処理につながる効果がある。

併せて、自動口座振替及び見込払の導入による事務の削減効果や制度上の問題点等について、監査を行うことにより、なお一層の適切かつ効果的な事務の執行に資することを目的とする。

## 第2 監査の実施状況

### 1 監査の実施期間

平成28年4月20日から平成29年2月6日

### 2 監査の着眼点

(1) 自動口座振替（見込払）の事務処理は、適切に行われているか。

(定例監査重点事項)

(2) 自動口座振替（確定払及び見込払）による支払事務は、効果的に執行されているか。

(行政監査)

### 3 監査の実施方法

#### (1) 実施方法

平成27年度の公共料金の支払いに係る自動口座振替を行った所属に対して、事前に重点事項・行政監査調書の提出を求め、定例監査時に重点事項・行政監査確認票により実施状況を確認した。

#### (2) 監査対象機関及び監査対象とした事務

##### ① 監査対象機関

公共料金のうち、電気料、ガス料、電気通信料のいずれか、もしくはその複数  
を自動口座振替で支払っている次の110所属を対象とした。

ア 知事部局・人事委員会事務局（本庁15・出先機関34）（49所属）

イ 教育委員会（本庁1・県立学校32・出先機関2）（35所属）

ウ 警察本部（各課14・警察署12）（26所属）

##### ② 監査対象とした事務

ア 定例監査重点事項

平成27年度に自動口座振替（見込払）を行った電気料、ガス料、電気通  
信料の事務処理

イ 行政監査

平成27年度に自動口座振替（確定払及び見込払）を行ったアに掲げる経  
費の事務処理

### 第3 公共料金に関する支払方法の事務削減効果等

公共料金に関する支払方法の事務削減効果等は、次のとおりである。

#### 1 納付書払（毎回、金融機関の窓口へ所定の書類を持参して支払う方法）の問題点等

- ・支払の都度、職員が金融機関の窓口へ出向き、支払処理完了まで窓口で待機
- ・納付書払による支払いは支払案内書が必要となるため、それに伴う関係経費（用紙代・印刷代・送代）が発生し、事務処理コストが割高
- ・納付日に金融機関の窓口へ書類を持参できずに支払遅延になるという事案があった。

#### 2 自動口座振替（確定払）（その都度必要な額を資金前渡口座へ入金し、自動で引き落とす方法）のメリット

- ・金融機関の窓口への職員の移動時間や窓口での待ち時間の削減
- ・支払案内書関係経費（用紙代・印刷代・送代）の削減
- ・金融機関の窓口へ書類を持参する必要がないため、持参忘れによる支払遅延の防止

#### 3 自動口座振替（見込払）（複数月分をまとめて資金前渡口座へ入金し、自動で引き落とす方法）のメリット

- ・自動口座振替（確定払）のメリットと支出命令書の作成忘れによる支払遅延の防止
- ・支出命令書作成事務の削減（全所属実施の場合：年間約4,600件（約8割）の減）
- ・支出命令書決裁・審査事務の削減（事業担当所属・幹事課・出納局・地域県民センターの各決裁者）

※ 新たに見込払を導入することで、公共料金等口座管理簿や前渡資金出納書・精算書の作成などの事務処理が若干増えるが、上記のメリットを上回るほどではない。

## 第4 監査の結果及び意見

### 1 自動口座振替による事務処理の概要（定例監査重点事項）

#### （1）自動口座振替の実施状況

平成27年度中に、電気料、ガス料、電気通信料のいずれかもしくは複数を支払った143所属のうち、110所属（77％）が自動口座振替で支払いを行ったが、33所属（23％）が納付書払で支払い、自動口座振替を導入していなかった。

また、自動口座振替で支払いを行った110所属のうち、50所属（45％）が確定払で支払いを行い、60所属（55％）が見込払（確定払との併用を含む。）で支払いを行った。

なお、監査対象部局別の内容は、以下のとおりである。

部局等	該当経費（電気料・ガス料・電気通信料）の支出あり										
	納付書払所属数	自動口座振替を実施									
		所属数	確定払を実施				所属数	見込払を実施(確定払と併用を含む)			
			所属数	年間支出額		年間支出額		うち見込払額	うち確定払額	れい入額	
				うち確定払額							
総合政策部	1	1	1	45,599	45,599	0	0	0	0	0	
県民生活部	1	10	7	125,600,739	88,151,072	3	30,584,412	2,179,605	28,249,526	0	
リニア交通局	0	1	0	0	0	1	1,017,989	546,700	123,059	0	
総務部	1	4	2	2,411,244	2,411,244	2	248,893	116,370	38,225	0	
防災局	2	1	1	42,072	42,072	0	0	0	0	0	
福祉保健部	6	9	3	8,583,707	8,583,707	6	86,230,373	34,048,081	38,416,944	△ 10,879	
森林環境部	2	2	0	0	0	2	2,200,993	1,065,590	347,571	0	
エネルギー局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
産業労働部	2	5	3	8,073,288	6,887,533	2	1,130,209	738,321	391,888	0	
観光部	1	2	1	205,117	148,040	1	87,864	51,254	36,610	0	
農政部	3	7	3	10,018,992	3,022,412	4	10,836,606	2,291,094	1,355,615	△ 48,697	
県土整備部	2	6	1	6,409,980	884,085	5	41,901,477	25,802,685	16,451,578	△ 499,440	
出納局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
議会事務局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会事務局	0	1	0	0	0	1	11,868	8,901	2,967	0	
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	11	35	25	125,184,503	84,098,578	10	54,703,680	19,555,061	9,170,594	△ 2,928,095	
警察本部	0	26	3	55,872,247	7,444,984	23	348,672,603	85,799,100	43,092,081	△ 150,610	
合計	所属	所属	所属	円	円	所属	円	円	円	円	
	33	110	50	342,447,488	201,719,326	60	577,626,967	172,202,762	137,676,658	△ 3,637,721	

## (2) 自動口座振替（見込払）の実施状況

今回の監査対象である電気料、ガス料、電気通信料について、そのいずれかもしくは複数の公共料金を見込払で支払った60所属のうち、電気料を見込払で支払った所属は38所属、ガス料を見込払で支払った所属は7所属、電気通信料を見込払で支払った所属は46所属であった。（重複する所属あり。）

監査対象部局別、各公共料金別の内容は、以下のとおりである。

部局等	自動口座振替実施所属数	見込払実施所属総数	電 気 料			ガ ス 料			電 気 通 信 料		
			見込払実施所属数	年間支出額		見込払実施所属数	年間支出額		見込払実施所属数	年間支出額	
				円	うち見込払額		円	うち見込払額		円	うち見込払額
総合政策部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県民生活部	10	3	2	20,628,710	57,374	0	0	0	3	9,955,702	2,122,231
リニア交通局	1	1	1	818,429	436,800	0	0	0	1	199,560	109,900
総務部	4	2	0	0	0	1	11,987	6,549	2	236,906	109,821
防災局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉保健部	9	6	4	76,640,029	29,386,375	1	261,262	177,081	6	9,329,082	4,484,625
森林環境部	2	2	0	599,475	0	0	0	0	2	1,601,518	1,065,590
エネルギー局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産業労働部	5	2	0	0	0	1	22,256	13,469	2	1,107,953	724,852
観光部	2	1	0	0	0	0	0	0	1	87,864	51,254
農政部	7	4	3	9,080,929	1,256,864	0	0	0	4	1,755,677	1,034,230
県土整備部	6	5	1	34,771,671	21,435,646	0	0	0	5	7,129,806	4,367,039
出納局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	1	1	0	0	0	0	0	0	1	11,868	8,901
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	35	10	7	49,034,085	16,308,256	2	2,238,686	1,479,011	9	3,430,909	1,767,794
警察本部	26	23	20	188,373,064	42,929,409	2	5,248,581	1,317,224	10	155,050,958	41,552,467
合 計	所属 110	所属 60	所属 38	円 379,946,392	円 111,810,724	所属 7	円 7,782,772	円 2,993,334	所属 46	円 189,897,803	円 57,398,704

## (3) 指導事項の件数

平成28年度に行った定例監査重点事項の結果は次表のとおりであり、8所属8件の不適切な事務処理が認められた。

なお、不適切な事務処理は指導事項のみであり、指摘事項とされたものはなかった。

	監査対象 所属数	前渡資金精算事務の誤り				支出処理の遅延・支出科目の誤り				合 計
		出納書等の 未作成	出納書等の 未提出	精算処理の 遅延	計	電気料の 支出遅延	ガス料等の 支出遅延	電気通信料の 支出遅延	計	
本 庁	30	0	1	1	2	1	0	0	1	3
出先機関	80	2	0	0	2	1	1	1	3	5
計	110	2	1	1	4	2	1	1	4	8

#### 前渡資金精算事務の誤り（4所属・4件）

- ・見込払で資金前渡した分を使い切った後、財務規則第7 2条及び管理課長通知に定める前渡資金出納書・精算書を作成すべきところ、作成していなかった。  
2件
- ・見込払の前渡資金精算において、前渡資金出納書・精算書を作成して所属内で決裁はされていたが、財務規則第7 2条及び管理課長通知に定める会計管理者への提出が行われていなかった。  
1件
- ・見込払の前渡資金精算が、財務規則第7 2条及び管理課長通知に定める処理期限である5日以内を超えて行われていた。  
1件

#### 支出処理の遅延・支出科目の誤り（4所属・4件）

- ・電気料(需用費)の支出命令が遅れたため、先に入金されていた電気通信料(役務費)から振り替えられていた。  
2件
- ・ガス料(需用費)及び電気通信料(役務費)の支出命令が遅れたため、先に入金されていた電気料(需用費)から振り替えられていた。  
1件
- ・電気通信料(役務費)の不足額の支出命令が遅れたため、先に入金されていた電気料(需用費)とガス料(需用費)から振り替えられていた。  
1件

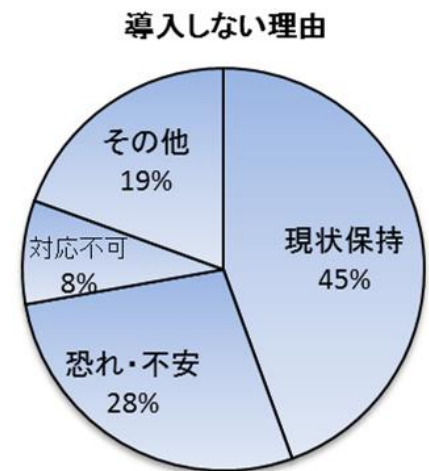
## 2 自動口座振替による事務処理の概要（行政監査）

### （1）自動口座振替導入の状況

平成27年度中に、電気料、ガス料、電気通信料のいずれかもしくは複数を支払った143所属のうち、自動口座振替を導入している所属は110所属（77％）で、自動口座振替を導入していない（納付書払で支払）所属は33所属（23％）であった。

① 自動口座振替を導入しない理由は、次のとおりである。

導入しない理由	分類	所属数
銀行窓口に行く手間は変わらない	現状保持	8
現状不便は感じていず、負担は変わらない		6
現状の方が間違いがない		2
事務量や負担が増える恐れがある	恐れ・不安	6
制度導入に不安がある		4
予算令達額の不足・県外のため不可	対応不可	3
特に理由はない	その他	2
その他（全庁的に導入の指示がない限り導入は考えていない等）		5
合計		36

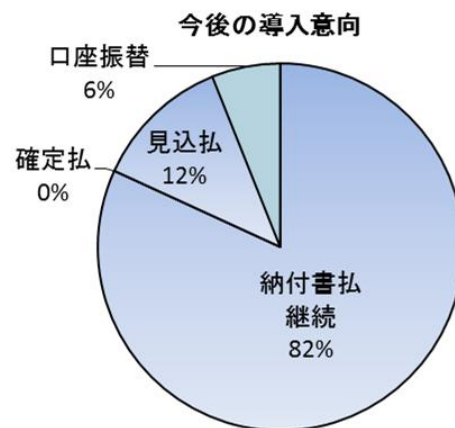


※複数回答あり

現状保持の意見は45％であり、制度及び事務処理が十分理解できていないため、事務量や負担が増える恐れや制度導入に不安を感じている意見が28％であった。

② 自動口座振替を導入していない33所属の今後の導入意向は、次のとおりである。

今後の導入意向	所属数
納付書払継続	27
自動口座振替（確定払）	0
自動口座振替（見込払）	4
口座振替	2
計	33



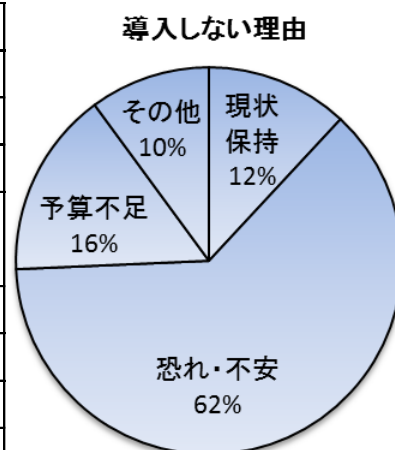
今後も、納付書払を継続するとした所属は27所属（82％）で、自動口座振替を導入するとした所属は4所属（12％）である。

### （2）自動口座振替（確定払）を導入している所属の状況

平成27年度中に、電気料、ガス料、電気通信料のいずれかもしくは複数を経済口座振替で支払った110所属のうち50所属（45％）が確定払による支払いを行っており、見込払までは行っていなかった。

- ① 自動口座振替（確定払）は導入しているが、見込払を導入しない理由は、次のとおりである。

導入しない理由	分類	所属数
他用務で銀行窓口に行くので手間は変わらない	現状保持	3
現状不便は感じていず、負担は変わらない		3
現状の方が間違いがない		7
事務が煩雑（口座管理簿の作成・前渡資金精算書の作成・れい入処理等）になる恐れがある	恐れ・不安	53
事務処理ミス発生への不安		15
予算令達額の不足	予算不足	17
特に理由はない	その他	2
その他		9
合計		109

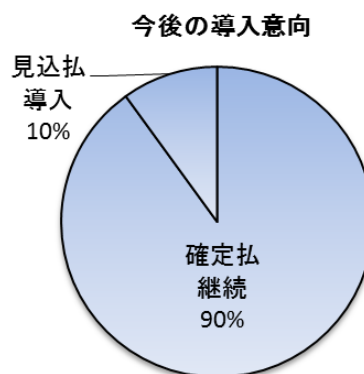


※複数回答あり

現状保持の意見は12%、予算令達額の不足との意見は16%であり、れい入処理などの事務が煩雑になる恐れや、それに伴い生じる事務処理ミスへの不安を感じている意見が62%に上っている。

- ② 見込払を導入していない50所属の今後の導入意向は、次のとおりである。

今後の導入意向	所属数
確定払継続	45
見込払導入	5
計	50



今後、確定払を継続するとした所属は45所属（90%）で、見込払を導入するとした所属は5所属（10%）に過ぎない。

### （3）自動口座振替（見込払）を導入している所属の状況

自動口座振替を導入している110所属のうち、見込払で支払いを行っている60所属（55%）における見込払に対する意見等は次のとおりである。

- ① 見込払を導入している上で感じるメリット

- ・ 毎月の支出命令が不要となり、事務の省力化・効率化の効果は大きい。
  - ・ 支払い忘れが防止され、支払遅延による延滞金の発生を防ぐことができる。
- など

② 見込払を導入している上で感じる課題・デメリット

- ・すべての入出金状況を公共料金等口座管理簿（以下「口座管理簿」という。）に記録して管理するなど、事務処理が煩雑化している。
- ・れい入手続きが、出納閉鎖の時期と重なる。
- ・合同庁舎のように経理事務が集中化されている所属は、契約件数が多く、複数の担当で支払事務を行っており、口座管理が難しい。 など

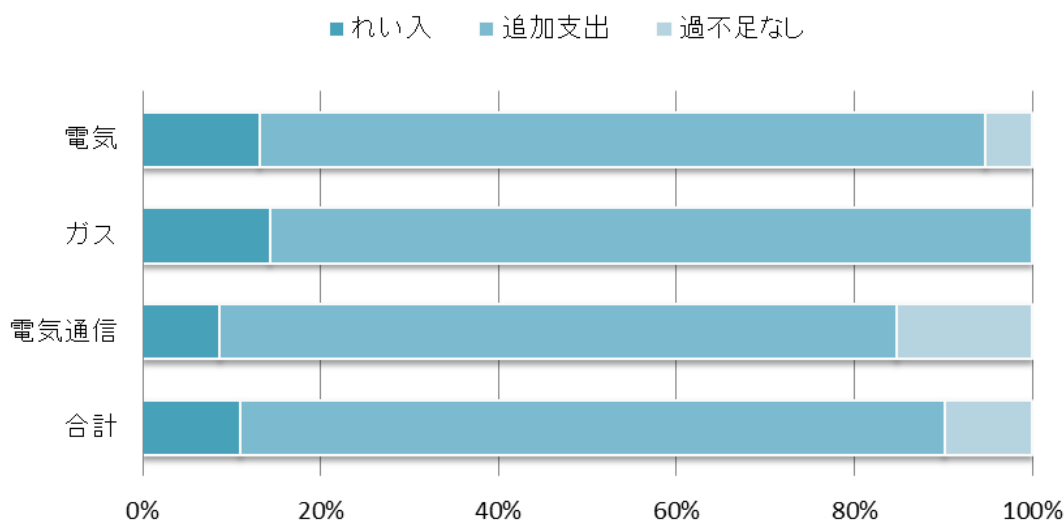
③ 事務簡素化への提案・要望

- ・見込払対象経費の拡大（口座振替を選択できる相手方の経費については、すべて見込払の対象に）
- ・見込払対象期間の弾力的な運用
- ・口座管理簿の様式簡略化・作成省略、電子システム化等
- ・れい入処理の簡略化
- ・事務処理に関する情報提供・周知 など

なお、見込払を行っている対象経費ごとの精算状況は次のとおりであり、見込払を導入するに当たりデメリットとされているれい入処理は、見込払を行った延べ91所属のうち10所属（11%）に過ぎない。

(延べ所属数)

経費	見込払導入			過不足なし 見込額=実績額
	れい入 見込額>実績額	追加支出 見込額<実績額		
電気	38	5	31	2
ガス	7	1	6	0
電気通信	46	4	35	7
合計	91	10 11%	72 79%	9 10%





#### **(4) 自動口座振替（見込払）による支出命令書の削減状況**

自動口座振替（見込払）を導入した所属においては、平成27年度の見込払対象期間中に、167件の支出命令書により支払処理を行っていた。一方、見込払導入以前の納付書払又は確定払により支払いを毎月行っていたとした場合には、約1,050件の支出命令書の作成が必要であったと見込まれ、今回見込払を導入したことにより、約900件の支出命令書の削減が図られており、導入所属が一部にとどまった初年度においても、十分に事務の削減効果が確認された。

### 3 監査結果に基づく意見

#### 3-1 自動口座振替（見込払）の事務処理の適切な執行について（定例監査重点事項）

監査を実施した結果、概ね適切に行われていると認められたが、一部において不適切な事務処理が見受けられた。

平成28年度定例監査の結果、自動口座振替の事務処理にかかる指導事項は8所属8件であった。その内容は、財務規則や管理課長通知の理解不足による精算事務の誤りと、支出命令の作成が遅れて振替日までに入金できず、他の支出科目で入金されていた前渡資金から振替が行われていたことであった。以下、定例監査重点事項について意見を述べる。

##### （1）前渡資金精算事務の誤り（4所属・4件）

見込払の前渡資金精算事務は、財務規則第72条及び管理課長通知において、見込払で資金前渡した分を使い切った後、5日以内に手書きの前渡資金出納書・精算書を作成のうえ、口座管理簿や関係書類一式を添付して決裁を行い、その後、会計管理者もしくは財務審査幹等に提出するとされている。

しかし、2所属で前渡資金を使い切ったにもかかわらず、前渡資金出納書・精算書を作成していなかった事案があったほか、前渡資金出納書・精算書を作成して決裁したが、その後、会計管理者に提出されなかった事案が1所属、前渡資金出納書・精算書の作成が処理期限の5日以内を超えて行われていた事案が1所属あった。

これについては、いずれも財務規則第72条及び管理課長通知の内容を担当者が十分に理解していなかったことが要因である。

制度所管課においては、今後も、各地域県民センター主催の事務研修会など、あらゆる機会を通じて、わかりやすい事務処理の説明や制度の周知徹底を図るとともに、事務処理を行うに当たって留意すべき事項を職員ポータルサイトのインフォメーション等に掲載することなどにより、各所属の担当者に対して注意喚起を促されたい。

##### （2）支出処理の遅延・支出科目の誤り（4所属・4件）

- ① 支出処理の遅延及び支出科目の誤りについては、見込払の電気料の前渡資金が前月までの振替で残り少なくなっていたが、電力会社から送付される「電気使用量のお知らせ」が届いた後に請求書が送付されるものと所属の担当者が誤認していたため、電気料の入金が振替日に間に合わなくなり、すでに口座内に入金されていた電気通信料から振り替えられてしまったという事案が2所属であった。

また、ガス料において、口座振替前にガス会社から事前連絡通知が送付されると担当者が誤認していたため、振替日までに入金が間に合わず、すでに口座内に入金されていた電気料から振り替えられてしまった事案が1所属であり、当該所属では、電気通信料を誤って請求額よりも少ない額を入金したため、不足分が電気料から振り替えられていた。

今後、納付書払から自動口座振替に支払方法を変更する所属においては、どのような通知が支払相手から送付されるのかを十分に確認したうえで支払事務を行うよう留意されたい。

また、本事案は、口座内の前渡資金の残額が少なくなる年度末において特に発生する可能性が高いことから、口座振替予定額を確認した後、口座管理簿に記載された前渡資金の残額と突合することが非常に重要である。

② 管理課長通知において、自動口座振替の見込払をした場合、適正な執行管理及び資金管理のため、担当者は口座管理簿を作成して日々の入出金の状況を記録することとされている。

また、口座管理簿の記載例においても経費ごとに記載することになっているが、担当者が総額で一括管理することができるものと誤認していたため、電気通信料の不足分が口座内にあった電気料とガス料から振り替えられてしまったという事案が1所属であった。

これは、管理課長通知を担当者が十分に理解していなかったことが要因であることから、制度所管課は、前渡資金精算事務の誤りの事案と併せて各所属の担当者に対して自動口座振替の事務処理方法を改めて周知されたい。

また、こうした事務処理においては、担当者が制度を理解することはもちろんであるが、管理課長通知に、各所属の総括課長補佐又は次長等は毎月末日に口座管理簿と入出金明細とを突合して金額を確認したうえで、確認年月日の記載と確認印の押印を行うことと明記されていることから、所属内の複数の職員が口座管理簿の記載内容を確認することにより再発防止に努められたい。

## 3-2 自動口座振替（確定払及び見込払）の効果的な執行について（行政監査）

### （1）事務の削減効果について

監査を実施した結果、公共料金の支払いがある143所属の77%において、自動口座振替が導入されており、見込払については、初年度ということもあり、導入所属は全体の42%であった。一方、全体の23%の所属においては、自動口座振替が導入されておらず、納付書払により支出事務を行っていた。

自動口座振替（確定払・見込払）は、支払時に支払案内書を要しないため、納付書払に比べて、金融機関への持ち込みに伴う人的コストや支払案内書関係経費の削減を図ることができる。

特に、見込払については、上記の削減効果に加えて、複数月分をまとめて口座へ入金するため、当該期間中、各所属における支出命令書作成事務と併せ、幹事課・出納機関等における支出命令書決裁・審査事務の削減も図られることになり、全庁規模でより大きな事務の削減効果が認められる。

### （2）制度上の問題点等について

以下に、自動口座振替の更なる効果的な執行を図っていく上で、監査を通じて明らかとなった課題・問題点と留意すべき事項について、意見を述べる。

#### ① 自動口座振替への移行について

今回の監査において、依然として納付書払により支払いを行っている所属が33所属あった。これらの所属の多くは、単に現状の取扱いに不都合を感じていないことや制度の理解不足から、従前からの納付書払を継続している状況にあった。

これらの所属においては、事務の削減効果を考慮して、対応不可能な所属を除き、速やかに自動口座振替への移行を図られたい。

#### ② 見込払への移行について

自動口座振替で支払いを行った110所属のうち、45%に当たる50所属においては、毎月必要な額を資金前渡する確定払による支払いを継続していた。

確定払を行っている所属においては、見込払を導入することにより事務が煩雑になると感じており、更には、それが事務処理ミスにつながることを不安に感じている。こうした「恐れ・不安」が見込払を導入しない理由の6割以上を占めている一方で、実際に、多くの所属が危惧しているれい入処理を行う必要が生じた所属は、全体の約1割に過ぎなかった。

こうしたことから、各所属においては、制度及び事務処理の正確な理解に努め、漠然とした恐れ・不安に基づいた先入観を払拭すべきであり、制度所管課においても、より分かりやすい制度及び事務処理の周知に努められたい。

#### ③ 見込払の制度運用上の課題について

見込払を行っている所属においては、毎月、支出命令書を作成する必要がなくなった一方で、口座にまとめて入金したものを、口座管理簿の作成など経費ごとに

厳格に管理していく必要が生じたために、事務が煩雑化し、契約件数が多い所属ほど口座の管理が難しいと感じている。

制度所管課においては、見込払をより使いやすい制度としていくために、まず、口座の管理をより簡易な方法で可能とする方策を検討されたい。例えば、口座管理簿について、パソコンの機能を活用してシステム化を図り、簡易な入力により口座の管理が可能となるようなファイルを作成・配付することが、効果的と考える。

また、口座管理簿の作成は、適正な口座管理のために必要であることや、削減が図られる事務に比べればわずかな事務量であることなど、新たに生じた事務の必要性等を周知するとともに、処理方法を記載した分かりやすいマニュアルの作成や、必要な事務処理を適確に行っているか確認するためのチェックリストを示すことなどにより、見込払への移行が円滑に進むよう取り組まされたい。

なお、見込払の導入によるメリットを強く感じている所属からは、見込払対象経費の拡大や、見込払対象期間の弾力的な運用について、制度の充実に向けた前向きな意見も寄せられていることから、併せて検討されたい。

### 3-3 総括的な意見

今年度の定例監査重点事項・行政監査では、公共料金の支払いに係る自動口座振替事務が適切に行われているかを監査のテーマとし、平成27年度から導入された見込払が適切に行われているか、また、確定払と併せて自動口座振替による支払事務は効果的に執行されているかという点について、監査結果に基づく意見の中で明らかにした。

まず、自動口座振替の確定払及び見込払を導入するメリットについては、第3で述べたとおり明白に認められるので、非効率的な納付書払により支払いを行っている所属においては、対応不可能な所属を除き、速やかに自動口座振替への移行を図られたい。

次に、新たに制度化された見込払については、導入に当たって、適正な執行管理や資金管理を行う必要があることや、従来の事務処理とは異なる精算方法など、新たに留意すべき事務が生じている。

定例監査重点事項の監査結果からは、各所属において財務規則や管理課長通知を十分に理解していないことが伺えたことから、こうした点に留意して適切に事務処理を行うことが求められる。

一方で、行政監査においては、導入に伴って生じる新たな事務処理について、各所属の担当者は煩雑化していると感じており、見込払の導入に否定的な意見が見受けられた。

しかしながら、見込払を導入することにより、各所属における支出命令書の作成事務の削減のみならず、支出命令書の決裁・審査事務に携わる幹事課・出納機関等における事務の削減が図られ、県庁全体では大幅な事務処理の削減も図られることが、今回の監査において確認された。

見込払を導入していない所属においては、こうした全庁的な事務削減効果を考慮した上で、見込払の導入について、再度、検討されたい。

制度所管課においては、見込払の導入を促進するためにも、制度の理念と導入による効果を具体的に例示して改めて周知するとともに、工夫を重ね、より使いやすい制度となるよう見直しに努められたい。

なお、見込払導入による事務削減効果が、幹事課、出納機関など部局横断的に全庁に及ぶことから、事務改善所管課においては全庁的な導入に向け検討されるとともに、幹事課においても所要額が確保されるよう予算令達等に協力されたい。

## 公共料金等の支払に係る自動口座振替について

[制定] 平成16年3月29日 出管1第3-3号

[改正] 平成27年5月19日 出管第297号

### 1 自動口座振替の定義

自動口座振替とは、各所属の資金前渡職員が設ける預金口座から、債権者の口座へ県が支払うべき金額を、その支払の都度、県から金融機関への指示を要せずに口座振替により支払う方法をいう。以下、自動口座振替に使用する預金口座を「口座」という。

### 2 自動口座振替ができる経費

地方自治法施行令第161条第1項及び財務規則第71条第1項に規定する資金前渡ができる経費のうち、以下の経費を対象とする。

ただし、対象となる経費であっても財務規則第79条に規定する「口座振替支払」が可能である場合（例えばLPガス）は、その方法によるものとする。

- ① 電気料
- ② ガス料
- ③ 電気通信料
- ④ 水道料
- ⑤ 下水道使用料
- ⑥ 後納郵便料
- ⑦ 社会保険料（労働保険料を含む）
- ⑧ NHK受信料

なお、通常は自動口座振替1件ごとに、その都度必要な額を資金前渡するものであるが、①～③の経費については、「5月引落し分(振替分)から翌年2月引落し分(振替分)までの前年度実績額（10か月分）」をまとめて資金前渡することができるものとする。

（平成27年度に限り、経過措置として、7月以降、自動口座振替により引き落とされる月分から翌年2月引落し分(振替分)までの前年度実績額とする。）

### 3 資金前渡職員の指定

各所属において支払を担当する原則リーダー以上の職員を指定すること。

### 4 口座の開設等

#### (1) 口座の開設

各所属は、口座の開設に当たり、山梨中央銀行取扱店に対し、「資金前渡職員(変更)通知及び印鑑届（公共料金等自動口座振替用）（第1号様式）」及び銀行所定の「申込書、共通印鑑票」を提出すること。

口座種別は「決済用普通預金」、口座名義は「所属名 公共 資金前渡職員 職 氏名」とし、開設時に使用する印鑑は「公印」（山梨県公印規程等に定める各所属の長の印）を用いるものとする。（キャッシュカードを作成することはできない。）

#### (2) 「山梨中銀Bizダイレクト」（インターネットバンキング）の利用

各所属は、「山梨中銀Bizダイレクト」を利用して執行状況の把握を行うために、山梨中央銀行取扱店に対し、「山梨中銀Bizダイレクト利用申込書」を提出すること。

### (3) 各収納企業等への申込

各収納企業等に対し、自動口座振替の申込を行うこと。収納企業等によって、振替方法が異なるため、各所属の事務負担を考え、収納日などを慎重に決定すること。電気料については、地域県民センター等契約件数が多い所属があるため、必ず所管の各営業所と協議を行い、必要な措置をとること。

※口座振替申込書類の入手先等

- ① 電気料・水道料・下水道使用料・ガス料・電話料・NHK受信料  
・山梨中央銀行各支店…「公共料金預金口座振替依頼書」(ただし、電話料はN T Tのみの対応)  
(各収納企業等から直接入手することも可能)
- ② 後納郵便料  
・甲府中央郵便局等…「預貯金口座振替払依頼書・自動払込利用申込書」等
- ③ 社会保険料(労働保険料を除く)  
・甲府・竜王・大月の年金事務所…「保険料口座振替納付(変更)申出書」
- ④ 労働保険料  
・厚生労働省ホームページ…「保険料等口座振替納付書送付(変更)依頼書兼口座振替依頼書」
- ⑤ その他の携帯電話等の経費…各収納企業に照会

## 5 支払手続

債権者から送付される請求書等に基づき、金額(振替予定額)、自動口座振替日(以下「振替日」という。)等を確認の上、支出命令書を作成すること。(金額や振替日が確認できないものは不可)

なお、5月引落とし分(振替分)から翌年2月引落とし分(振替分)までの前年度実績額(10か月分)をまとめて資金前渡する場合は、5月の初回分以外の請求書等は必要ない。

電気料について、地域県民センター等契約件数が多い場合には、検針日から約5日後に送付される「電気料金集約内訳書」をもとに支出命令書を作成することができる。また、検針日から約2日間の間にアンペアの変更契約等を行う場合は、請求金額が相違する場合がある。このため、他の経費も含め、契約変更をする場合は、営業所等と協議し、慎重を期すこと。

### (1) 債権債務者情報の登録

資金前渡職員名義の口座情報等を財務会計システムに登録すること。

### (2) 支出命令書の作成

- ① 支払日 通常払とし、振替日を支払日として指定すること。  
(5月引落とし分(振替分)から翌年2月引落とし分(振替分)までの前年実績額(10か月分)をまとめて資金前渡する場合は、5月の初回の振替日を支払日として指定)
- ② 支出区分 「資金前渡(精算なし)」
- ③ 支払区分 「口座振替支払」

### (3) 対象経費に私用分が含まれている場合の取扱い

自動口座振替を行おうとする場合で、対象経費に私用分が含まれる場合の取扱いについては、出納局管理課へ連絡し、指示を受けること。



## 6 前渡資金の精算等

(1) 自動口座振替1件ごとに、その都度必要な額を資金前渡したもの（従前の方法）

① 過不足なく自動口座振替された場合

前渡資金出納書・精算書の作成は不要

② 誤って多く前渡し、自動口座振替された場合

速やかに出納局管理課へ連絡し、指示を受けること。

（例えば、水道料については、検針票の記載金額が「口座振替割引前の額」である場合があるので、支払にあたっては金額に不一致がないよう注意すること。）

③ 誤って少なく前渡し、自動口座振替されなかった場合又は誤って前渡せず、振替日に遅れた場合

本来このようなことはあってはならないが、直ちに債権者へ連絡し、可能である場合は、納期限に遅れないように追加分又は新規の支出命令書を作成のうえ、納付するなど必要な措置をとるとともに、支払完了後、手書きの前渡資金出納書・精算書を作成すること。

（振替日に遅れた場合であって、事後の手続が納付書払のみによる場合は、前渡資金を取り扱っていないので前渡資金出納書・精算書の作成は不要）

(2) 5月引落し分(振替分)から翌年2月引落し分(振替分)までの前年度実績額（10か月分）をまとめて資金前渡したもの

① まとめて資金前渡した分を翌年2月までに使い切れない場合は、翌年3月引落し分(振替分)等へ充当することができることとする。

② まとめて資金前渡した分を使い切り、不足額が生じた場合は、追加の支出命令を行うこと。この場合、以降の支出命令においては、自動口座振替1件ごとに、その都度必要な額を資金前渡すること。

③ まとめて資金前渡した分を使い切った後、5日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に手書きの前渡資金出納書・精算書を作成のうえ、後述の「公共料金等口座管理簿（第2号様式）」や、関係書類一式（5月引落し分(振替分)以降の請求書等を含む）を添付して文書管理システムによる併用決裁を行い、その後、当該書類を会計管理者（かいの場合は財務審査幹等）に提出すること。

④ 口座からは現金を直接引き出すことはできないため、万が一、翌年4月までに前渡資金を使い切ることができず口座に残金が生じることが見込まれる場合は、速やかに出納局管理課へ連絡し、指示を受けること。

（残金が生じた場合、管理課で指定する店舗（県庁支店等）において、管理課職員立会いの下、窓口でれい入の処理を行う。）

## 7 適正な執行管理及び資金管理

5月引落し分(振替分)から翌年2月引落し分(振替分)までの前年度実績額（10か月分）をまとめて資金前渡した場合においては、まとめて資金前渡した分を使い切るまでの間、適正な執行管理及び資金管理のため、次の処理を行うこと。

(1) 担当者は、「公共料金等口座管理簿」を作成し、日々の入出金の状況を記録すること。（この場合、まとめて資金前渡しない経費（水道料、社会保険料等）についても、入出金の状況を全て記録すること。）

- (2) 各所属の総括課長補佐又は次長等は、毎月末日（まとめて資金前渡した分を使い切った月においては、使い切った日）に、「公共料金等口座管理簿」と「山梨中銀Bizダイレクト」から出力（印刷）した「入出金明細」とを突合して金額を確認した上で、確認年月日の記載と確認印の押印を行うこと。

## 8 通帳の管理及び職員交替時の処理

### (1) 通帳の管理

通帳は、出納局管理課において保管するものとし、所属で一時的に通帳を管理する際は、厳重に保管すること。

### (2) 職員交替時の処理

人事異動等により資金前渡職員が交替した場合は、7日以内に引継ぎを行うとともに、口座名義の変更手続（山梨中央銀行取扱店に対する「資金前渡職員(変更)通知及び印鑑届（公共料金等自動口座振替用）」及び銀行所定の「共通印鑑票」の提出）を行うこと。

（口座の解約は、振替ができない場合があるので行わないこと。）

なお、万が一、引継ぎ時に口座に残金がある場合は、「残金を使い切った日」又は「使い切れなかった残金をれい入した日」のいずれか早い日以降に、速やかに口座名義の変更手続を行うこと。